

# 廿日市市公共基準点管理保全要綱

平成20年4月1日

告示第93号

## (目的)

第1条 この要綱は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定に基づき、廿日市市が管理する測量基準点（以下「公共基準点」という。）の一般的取扱い及び管理保全に関して必要な事項を定め、その管理保全の万全を期することを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において公共基準点とは、1級基準点、2級基準点及び3級基準点（相当精度の基準点を含む。）であって、かつ永久標識を設置したものをいい、その構造は別図1から別図4までのとおりとする。

## (管理の主体)

第3条 公共基準点の管理保全の主管課は、建設部建設総務課とする。

## (公共基準点の使用手続等)

第4条 公共基準点を使用する者は、あらかじめ「公共基準点使用承認申請書」（様式第1号）により市長に申請し、使用の承認を受けなければならない。また、使用後は「公共基準点使用報告書」（様式第3号）により使用結果を報告しなければならない。

2 市長は、前項の承認をしたときは、「公共基準点使用承認書」（様式第2号）を申請者に交付する。

3 公共基準点を使用する者は、「公共基準点使用承認書」を常時携行し、市職員又は公共基準点の設置されている土地若しくは建物の所有者若しくは管理者（以下「土地所有者等」という。）の請求があった場合は、速やかにこれを呈示しなければならない。

4 前3項の規定にかかわらず、土地家屋調査士による公共基準点の使用  
手続等については、別に定めるところによる。

(工事施工の届出)

第5条 公共基準点付近で、その効用に支障を来すおそれのある工事等を  
施工する者(以下「工事施工者」という。)は、あらかじめ「公共基準  
点付近での工事施工届出書」(様式第4号)を市長に提出し、市長の指  
示に基づく公共基準点の保全に必要な措置を講じなければならない。た  
だし、次条第1項の規定による公共基準点の一時撤去・移転の承認を申  
請する場合は、「公共基準点付近での工事施工届出書」の提出を省略す  
ることができる。

2 前項のその効用に支障を来すおそれのある工事等とは、次に掲げるも  
のとする。

- (1) 掘削底面端から45度以上の線に公共基準点の構造物が入る掘削  
工事等
- (2) 車輛、重機等の振動が公共基準点に影響を及ぼす杭打ち及び杭抜き  
工事のうち、公共基準点から杭、車輛、重機等までの距離が5メー  
トル以下となる行為
- (3) その他公共基準点の効用に支障を来すと思われる工事等

3 第1項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 位置図、断面図及び平面図(掘削位置と公共基準点の位置関係を  
明示したもの)
- (2) 引照点図又は市長の指示する測量資料
- (3) 写真(公共基準点、公共基準点周辺及び全引照点を確認できるも  
の)

4 公共基準点付近での工事がしゅん工したときは、工事施工者は、速や  
かに「公共基準点付近での工事しゅん工報告書」(様式第5号)を市長  
に提出し、検査を受けなければならない。

5 前項の報告書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) しゅん工写真（公共基準点及び公共基準点周辺が確認できるもの）
- (2) 公共基準点の異状の有無が確認できる測量資料（着工前としゅん工後が対比できる引照点図又は市長の指示に基づく公共基準点の保全に必要な点検測量等の成果）

6 公共基準点付近での工事により、公共基準点の効用に支障を来した場合は、工事施工者は、建設総務課長との協議後、「公共基準点復旧承認申請書」（様式第6号）により市長に申請し、復旧の承認を受けなければならない。

7 市長は、前項の承認をしたときは、「公共基準点復旧承認書」（様式第7号）を申請者に交付する。

（一時撤去及び移転）

第6条 工事施工者（土地所有者等を除く。）が、公共基準点を一時撤去し、又は移転する必要がある場合は、あらかじめ「公共基準点（一時撤去・移転）承認申請書」（様式第8号）により市長に申請し、使用の承認を受けなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 位置図、平面図（掘削位置と公共基準点の位置関係を明示したもの）
- (2) 写真（公共基準点及び公共基準点周辺が確認できるもの）
- (3) 再設置位置図（新旧位置の関係が確認できるもの）

3 市長は、第1項の承認をしたときは、「公共基準点（一時撤去・移転）承認書」（様式第9号）を申請者に交付する。

4 土地所有者等の都合により公共基準点を一時撤去又は移転する必要がある場合は、土地所有者等は、「公共基準点（一時撤去・移転）請求書」（様式第10号）を市長に提出し、請求の決定を受けなければならない。

5 市長は、前項の決定をしたときは、「公共基準点（一時撤去・移転）決定書」（様式第11号）を請求者に交付する。

(機能の回復)

第7条 市長が第5条第6項若しくは前条第1項の承認をした場合又は同条第4項の請求を認めた場合は、次条の規定による機能回復の施工者は、当該公共基準点を既設のものと同様の構造により再設置するものとする。

2 前項の場合において、同一構造による再設置が不可能な場合は、建設総務課長と協議のうえ、その構造を変更することができる。

3 故意又は過失により公共基準点を滅失し、又はき損した工事施工者以外の者（以下「事故原因者」という。）に係る当該公共基準点の再設置については、前2項の規定を準用する。

(機能回復の施工者)

第8条 公共基準点を再設置する工事（以下「再設置工事」という。）の施工者は、第5条第6項若しくは第6条第1項の承認を受けた工事施工者、同条第4項の決定を受けた土地所有者又は事故原因者とする。ただし、次に掲げる場合は、工事施工者又は土地所有者等と建設総務課長が協議の上、施工者を決定するものとする。

- (1) 移転により公共基準点の再設置をする場合
- (2) 第6条第4項の規定による請求があった場合

(再設置工事)

第9条 機能回復の施工者は再設置位置及び施工方法について、当該再設置工事の施工前に建設総務課長と協議しなければならない。

2 公共基準点の測量標又はコンクリート杭は、既設のものを再度使用するものとする。ただし、公共基準点の測量標又はコンクリート杭を使用することが不可能である場合は、建設総務課長と協議するものとする。

3 機能回復の施工者は再設置工事の品質、出来形、工程及び工事実施状況を明らかにする写真を撮影しなければならない。

4 再設置工事がしゅん工したときは、機能回復の施工者は速やかに「公

共基準点設置工事しゅん工報告書」(様式第12号)に前項の写真を添えて市長に提出し、検査を受けなければならない。

5 機能回復の施工者は、前項の検査に合格しないときは、直ちに補修して再検査を受けなければならない。

(費用の負担)

第10条 公共基準点の再設置工事に要する費用(公共基準点の取壊し費用及び公共基準点の測量作業に要する費用を含む。)は、原則として機能回復の施工者が負担するものとする。

(その他)

第11条 この要綱により難しい場合又はこの要綱に定めのない事項についての取扱いは、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成30年9月3日告示第316号)

この告示は、平成30年9月3日から施行する。